

猫による被害でお困りの方へ 猫よけ器貸し出します！

詳しくはこちら



◎猫よけ器とは？

赤外線センサーで猫の動きをキャッチし、その動きに合わせて変動超音波を放射することにより、感知エリア内から猫を遠ざけるものです。

1～2週間かけて、猫に居心地の悪い場所だと学習させ、猫によるふん尿被害の防止をします。

◎貸出し対象者

猫による被害があり、自宅敷地内に猫よけ器を設置する町民

◎猫よけ器サイズ

幅10cm・奥行13cm・高さ23cm

本体重量約470g（電池含まず）



貸出し期間
2週間以内

貸出し料金
無料

1世帯1台
1年度1回

※ 猫よけ器に必要な電池（単1形4本）はご自身でご用意いただきます。
※ 試用目的での貸出しのため、効果が認められた場合はご自身でご購入下さい。

貸出しから返却までの流れ等は裏面へ

◎貸出しから返却までの流れ

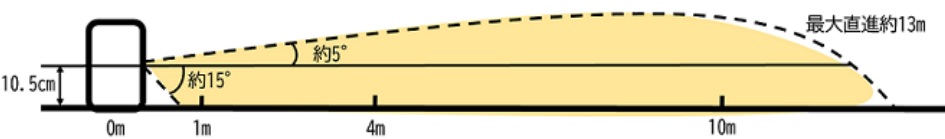
1. 環境課に電話で猫よけ器の空き状況を確認(来庁前)
2. 本人確認書類(運転免許証等)を持参し、来庁
3. 貸出申込書を記入し、貸出し
4. 自宅敷地内で使用
5. 返却報告書を記入し、返却



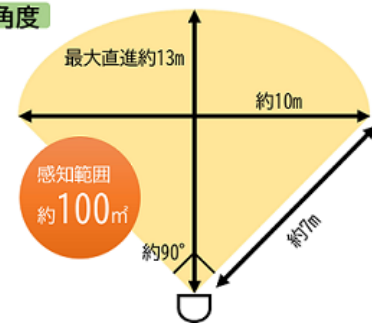
※試験利用で貸し出しますので、貸出期間後も利用したい場合はご自身での購入をご検討ください。

◎センサー感知範囲

上下角度



左右角度



◎注意事項

- 居住する住居の敷地内に設置してください。
- 目的以外の使用、転貸はしないでください。
- 猫よけ器は電池を抜いて汚れを落としてから期限内に返却してください。
- 猫よけ器が故障等した場合は、速やかに環境課に連絡してください。
- 完全防水ではありませんので水洗いはせず、必ず本体を立てて使用してください。
- 猫よけ器は超音波を発しますので、人に向けたり長時間スピーカー一部に耳を近づけたりしないでください。
- 高周波音による苦情対応は自己責任で対応をお願いします。
- 子どもやほかの動物にストレスを与える場合もありますので、本体を設置する際は設置場所、方向に十分配慮してください。
- 猫の個体差や環境の違いにより猫よけ器の効果が表れないことがあります。

お問い合わせ先：武豊町役場 環境課 衛生担当
0569-72-1111 (内線353)